

第4章 循環型社会の構築

第1節 第五次えひめ循環型社会推進計画

1 計画策定の趣旨

県では、廃棄物の減量化とリサイクルや適正処理を推進することにより、資源の有効活用と環境負荷の低減を図り、本県独自の持続可能な循環型社会を構築することを目的として、平成12年3月に「えひめ循環型社会推進計画」（計画期間：平成12～16年度）を策定し、計画に基づく各種施策を推進してきた。

平成17年3月には、よりレベルの高い循環型社会に向かうための“戦略プログラム”として、「第二次えひめ循環型社会推進計画」（計画期間：平成17～22年度）を策定し、引き続き幅広い施策の展開に努めた。

平成20年2月には一般廃棄物の排出量や最終処分量、リサイクル率などについて、より高い目標値を再設定するなど計画の中間見直しを行った。

平成23年度には、循環型社会の構築に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「えひめ循環型社会推進計画」に「愛媛県産業廃棄物処理計画」を統合し、「第三次えひめ循環型社会推進計画」（計画期間：平成23～27年度）を策定した。

平成28年度には、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑・適正かつ迅速に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておくことなど、新たな課題に対応した取組みを推進するため、「第四次えひめ循環型社会推進計画」（計画期間：平成28～令和2年度）を策定した。

これにより、本県の廃棄物の排出量、最終処分量は着実に減少したが、さらなる循環型社会の形成のためには、県民一人ひとりが、従来の大量生産・大量消費型かつワンウェイ型のライフスタイルから、循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図るとともに、プラスチック資源循環の推進、廃棄物の適正処理の推進、焼却施設や最終処分場等の監視指導や不法投棄・不適正処理対策の徹底、排出事業者や処理業者に対する普及啓発、廃棄物処理施設の防災センター化や自立・分散型の地域エネルギーとしても機能するよう、取組みを進める必要があった。

さらに、発生する廃棄物をできるかぎり資源として活用する循環型社会ビジネスの振興に取り組む必要があり、SDGsやSociety5.0の理念や考え方を取り入れて、多面的に資源の循環利用を促進するとともに、多様なステークホルダーとの協働により取組みを充実・強化する必要があることから、新たな課題に対応した取組みを推進するため、「えひめプラスチック資源循環戦略」及び「愛媛県バイオマス活用推進計画」を統合して、令和4年3月に「第五次えひめ循環型社会推進計画」（計画期間：令和3年度～7年度）を策定した。

2 計画の審議経緯

(1) えひめ循環型社会推進計画評価委員会(令和4年1月6日)

(委員長：稲田善紀 愛媛大学名誉教授、委員7名)

- (2) パブリック・コメント（令和4年1月28日～2月28日、寄せられた意見5件）
- (3) 愛媛県環境審議会（令和4年度第3回）（令和4年3月14日）
（会長：矢田部 龍一 愛媛大学防災情報研究センター、委員16名）

3 計画の目標年次

令和7年度（2025年度）

4 基本理念

やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり
～調和と循環により、かけがえのない環境を守る～

5 計画の目標

廃棄物の減量化・リサイクル

① 一般廃棄物の減量化目標

1. ごみ総排出量を令和2年度から約8%削減する（402千トンに削減）。
（1人1日当たりの排出量を令和2年度から約2%削減。）
2. 再生利用率を約28%に増加する。
3. 最終処分量を令和2年度から約12%削減する（35千トンに削減）。

項目	単位	実績（速報）値	目標値
		令和2年度	令和7年度
ごみ総排出量	千t	438	402
1人1日当たり排出量	g/人/日	882	865
再生利用率	%	16.7	28.0
最終処分量	千t	40	35

② 産業廃棄物の減量化目標

1. 排出量を令和元年度から約1%削減する（7,720千トンに削減）。
2. 再生利用率を約38%に増加する（再生利用量を2,930千トンに増加）。
3. 最終処分量を令和元年度から約5%削減する（226千トンに削減）。

項目	単位	実績値	目標値
		令和元年度	令和7年度
排出量	千t	7,799	7,720
再生利用率	%	29.7	38.0
再生利用量	千t	2,318	2,930
最終処分量	千t	238	226

6 基本方針と重点施策

基本理念

やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり
～調和と循環により、かけがえのない環境を守る～

基本方針1 3Rの推進

基本施策1 3R活動の普及啓発

- (1) 環境教育・環境学習の充実
- (2) 普及啓発の推進
- (3) 的確な情報提供
- (4) 環境関連愛媛県知事表彰等

基本施策2 リデュース（発生抑制）の推進

- (1) 家庭ごみの減量化
- (2) 排出事業者への指導等

基本施策3 食品ロスの削減

- (1) 家庭での取組み促進
- (2) 事業者の取組みに対する支援
- (3) フードバンク活動の活性化

基本施策4 リユース（再使用）の推進

- (1) 再使用製品の利用促進
- (2) 事業活動における再使用の促進

基本施策5 リサイクル（再生使用）の推進

- (1) 資源ごみの分別収集の充実
- (2) リサイクル製品の利用促進
- (3) リサイクル施設・設備の整備と技術開発
- (4) リサイクル関連法の着実な推進

基本方針2 廃棄物の適正処理の推進

基本施策1 適正処理の推進

- (1) 一般廃棄物の適正処理の確保
- (2) 産業廃棄物の適正処理の確保
- (3) PCB廃棄物の期限内適正処理の確保
- (4) その他有害廃棄物等の適正処理の確保
- (5) 優良な処理業者の育成
- (6) 生活排水対策
- (7) 海洋漂着物等の適正処理

基本施策2 適正な処理施設の確保

- (1) 一般廃棄物処理施設の確保
- (2) 民間事業者による処理施設の適正確保

基本施策3 不法投棄・不適正処理対策の強化

- (1) 不法投棄情報の収集
- (2) 普及啓発の推進
- (3) 不法投棄監視体制の強化
- (4) 関係機関との連携
- (5) 不適正処理の防止等

基本施策4 土砂等の埋立ての適正化推進

- (1) 土砂条例の適正な執行

基本方針3 循環型社会ビジネスの振興

基本施策1 循環型社会ビジネスの育成・支援

- (1) 資源循環優良モデル認定制度の充実
- (2) 循環型社会ビジネスの振興
- (3) 製紙業界の産業廃棄物の有効利用等の推進
- (4) 廃棄物の3R技術・再資源化システム等の事業化の推進
- (5) グリーン購入の推進

基本方針4 プラスチック資源循環の推進

基本施策1 プラスチック資源循環の推進

基本施策2 海洋プラスチックごみ対策の推進

基本方針5 バイオマス活用の推進

基本施策1 バイオマス活用の推進

基本方針6 万全な災害廃棄物処理体制の構築

基本施策1 災害廃棄物処理への対応力の向上

- (1) 広域的な災害廃棄物処理体制の推進
- (2) PDCAサイクルによる災害廃棄物処理体制の見直し
- (3) 非常災害時における廃棄物の適正な処理

7 各主体に期待される役割

(1) 県民〈＝循環型社会をかたちづくる主役〉

- ・ 3R活動・環境に配慮した消費行動（環境にやさしい買い物）の実践
- ・ 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進によるごみを出さないライフスタイルへの転換
- ・ ごみの分別・資源回収への協力
- ・ 各種リサイクル法の理解とそれに基づく廃棄物の適正処分
- ・ 不法投棄防止への協力
- ・ 災害廃棄物処理体制の構築への協力

(2) NPO・大学等〈＝県民・企業等の環境保全活動のつなぎ手〉

NPO等

- ・ フリーマーケットの開催などリユースやシェアリングを促進する取組み
- ・ 3Rの推進や地域住民のライフスタイル見直しの支援
- ・ フードバンクやフードドライブ等の食品ロス削減の取組み
- ・ 不法投棄や不適正処理の監視、市街地や河川、海岸等における清掃活動や、ごみ散乱状況等に関する調査分析
- ・ 地域における環境保全活動の普及啓発、環境教育・環境学習の推進
- ・ 県民、事業者、行政等と連携した地域における環境保全活動への積極的な取組み

大学等

- ・ 資源循環に関する物質フローやストックに関する研究、現状分析及び将来予測
- ・ 廃棄物の適正処理、収集運搬、新しいリサイクル技術やシステムの研究・開発
- ・ 3R関連技術や環境に関する知識の普及・啓発
- ・ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する取組みの評価と改善に向けた提言
- ・ 環境に配慮したグリーン製品・サービスの評価
- ・ 有害物質、海洋ごみ等の環境中の分布の現状及び将来予測、生態系への影響評価、モニタリング手法の研究・技術開発
- ・ 不法投棄や不適正処理が行われた土地の生活環境保全上の支障の除去に関する研究・技術開発
- ・ 災害廃棄物の発生量や処理可能量の推計、災害廃棄物の適正保管、処理が困難な災害廃棄物の適正処理、災害廃棄物の再資源化や利活用等を支える研究・技術開発
- ・ 事業者や行政との共同研究

(3) 事業者〈＝環境への配慮、排出者責任・拡大生産者責任を踏まえた事業活動〉

排出事業者

- ・ 拡大生産者責任の徹底
- ・ 廃棄物処理法を遵守した廃棄物の適正処理や、安全・安心や長く適切なモノの使用、リサイクル、環境に配慮した消費に関する情報を生活者に分かりやすく提供
- ・ 占有し、又は管理する建物や土地を適正に維持管理し、清潔を保持
- ・ 電子manifestoの積極的な活用等のトレーサビリティの強化や、優良な産業廃棄物

処理業者への処理委託

- ・環境にやさしい製品やサービスの提供
- ・製造から流通、販売に至る事業活動における3Rの実践による環境負荷の低減
- ・生産者、小売業者、レンタル・リース業者、ベンチャー企業等がモノの点検・修繕・交換・再使用やシェアリングサービス等の新たなビジネスモデルの立上げや拡大
- ・牛乳パック、ペットボトルや食品容器、小型家電等の店頭回収
- ・資源確保段階における循環資源や再生可能資源の割合の向上や、天然資源の採掘・輸送等の際の自然改変・エネルギー消費・環境負荷の少ない調達先の選択
- ・建設業者等による建設副産物の発生抑制や再資源化された建設廃棄物の利用、住宅リフォーム事業者等による既存住宅の改修、解体業者による分別解体
- ・新しいリサイクル技術・システムの構築、IT等の技術力を活かした資源生産性を向上させるイノベーション
- ・廃棄物処理の適正委託や優良産廃処理業者の選択、資源循環促進税の適正な負担
- ・有害物質の適正管理
- ・排出事業者と廃棄物処理業者との間で適正な費用等の情報の共有
- ・廃棄物処理法や各種リサイクル法の理解と順守
- ・行政施策への協力

廃棄物処理業者

- ・適正処理の実施、処分場の適正管理
- ・リサイクルが困難な物の適正処分、管理体制の整備、職場等における適正処理の普及啓発
- ・廃棄物等の適正な再資源化、新しいリサイクル技術やシステムの構築
- ・製造から流通、販売、廃棄に至る各段階で不要となったものの再利用、再資源化、エネルギー回収、中間処理、最終処分等の適正な実施
- ・有害物質の適正管理
- ・リサイクル事業者による食品廃棄物等の飼料化・肥料化やバイオガス化、金属の分別回収及び電炉鋼などの再生金属の利用の拡大・高度化、建設廃棄物の再資源化
- ・法令順守の徹底、行政施策への協力
- ・優良産廃処理業者の積極的な情報発信
- ・地域住民等に対する工場見学の受入れや、分かりやすい情報提供等
- ・廃棄物処理業者、リサイクル事業者、セメント事業者、運送事業者等の災害廃棄物の収集、運搬及び処理を行う能力を有する事業者が県・市町と協定を締結するなどの連携体制を構築
- ・遊休地等を保有する事業者が災害廃棄物の仮置場等に必要な土地の提供に関して県・市町に協力
- ・廃棄物処理やリサイクルに関する技術・知識の向上

金融機関・投資家

- ・コンサルティング機能を活用し、排出事業者、廃棄物処理事業者、リサイクル事業

- 者、再生製品の活用事業者等の各主体の連携を支援
- ・資源生産性の観点など、環境面も考慮した資金供給先の評価や、ライフサイクル全体での資源循環の徹底につながるビジネスに対する資金の供給
- ・リサイクルが困難な物の適正処分、管理体制の整備、職場等における適正処理の普及啓発

(4) 行政〈各主体の取組みの支援、コーディネーター〉

県

- ・3R活動や廃棄物・リサイクル関係制度のデジタル技術などを利用した情報収集、普及啓発及び情報提供
- ・環境学習・環境教育の推進による県民の自主的な取組みの促進
- ・廃棄物処理業者の指導監督・育成、廃棄物適正処理の推進
- ・電子マニフェストの普及
- ・違法な廃棄物処理を行う者に対する指導
- ・熱回収の普及促進、リサイクル技術の研究開発
- ・産学官の連携による調査研究や技術開発
- ・循環型社会ビジネスの振興、リサイクル製品の利用促進
- ・3Rに関する取組み、モノの点検・修繕・交換・再使用やシェアリング等を行う新たなビジネスに対する支援
- ・有害物質に関する適切な管理・モニタリングの実施
- ・環境への負荷の少ない事務事業の執行及びグリーン購入・グリーン契約の推進
- ・公共事業における再生資材の優先的な利用
- ・環境に配慮したグリーン製品・サービスや地域商品の推奨・情報提供
- ・海洋ごみの回収処理及び河川や海域へのプラスチックごみの流出を防止するための流域単位での発生抑制対策の推進
- ・海岸漂着物等の発生抑制対策の推進
- ・地域循環共生圏の構築、不法投棄・不適正処理防止対策
- ・実効性のある災害廃棄物処理計画の策定、災害廃棄物処理に関する市町、関係団体等の連携体制の構築、職員の研修・訓練

市町

- ・一般廃棄物の適切な処理及び循環的利用の促進
- ・環境学習・環境教育の推進による住民の自主的な取組みの促進
- ・地球温暖化防止や省エネルギー等に配慮した廃棄物処理施設の整備、計画的な維持管理及び更新
- ・廃棄物の分別収集の徹底、資源回収の支援、ごみ収集・処理やリサイクルの効率化
- ・電子マニフェストの普及
- ・廃棄物処理業者の指導監督・育成、廃棄物適正処理の推進
- ・違法な廃棄物処理を行う者に対する指導
- ・有害物質に関する適切な管理・モニタリングの実施

- ・一般廃棄物の有料化等による廃棄物の減量化、一般廃棄物会計基準の導入及び公表
- ・一般廃棄物処理施設の強靱化
- ・廃棄物処理業者の指導監督・育成、廃棄物適正処理の推進、廃棄物最終処分場の適正管理
- ・生ごみ等の再生利用や熱回収等のバイオマスの普及促進、リサイクル技術の研究開発
- ・家電リサイクル法における小売業者の引取義務の対象とならない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築
- ・小型家電リサイクル法に基づく小型家電の回収について住民への周知及び住民の利便性の高い回収方法の提供
- ・公共事業における再生資材の優先的な利用
- ・循環型社会ビジネスの振興、リサイクル製品の利用促進
- ・グリーン購入・グリーン契約の推進、地域循環圏の構築、不法投棄防止対策
- ・海洋ごみの回収処理及び河川や海域へのプラスチックごみの流出を防止するための流域単位での発生抑制対策の推進
- ・海岸漂着物等の処理に関する海岸管理者等への協力及び発生抑制対策の推進
- ・空家等対策特別措置法に基づく空き家対策の推進
- ・実効性のある市町災害廃棄物処理計画の策定及び災害廃棄物の仮置場の整備
- ・コンポスト、生ごみ処理機等の購入支援

8 推進体制と評価システム

「県・市町環境連絡会議」をはじめ、「愛媛県食品ロス削減推進協議会」、「海岸漂着物対策推進協議会」、「不法投棄防止対策推進協議会」、「災害廃棄物対策推進協議会」等を活用して、県民、NPO、大学等、事業者、行政が連携して、それぞれの役割分担や責任の元、目標達成のため、積極的な取組みを推進していくとともに、「えひめ循環型社会推進計画評価委員会」において進行管理と評価を行っており、令和6年度におけるえひめ循環型社会推進計画評価委員会の開催状況は、表1-4-1のとおりである。

表1-4-1 えひめ循環型社会推進計画評価委員会の開催状況

年度	開催年月日	内 容
令和6年度	令和7年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次えひめ循環型社会推進計画の点検・評価について ・令和6年度事業の実施状況について